

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成30年9月5日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人資材活用開発研究所

(2) 代表者名

藤本 博通

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区丸太町通中町東入俵屋町455番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、日常生活において不用物として排出される木竹製品、草花、和洋紙、衣類、ボトル等の資材の有益な活用と開発の研究、その用法の伝承及び普及に関する事業を行い、木端・枯草・故紙・古服・PETの焼却・溶解処分等による大気汚染に起因する地球温暖化の低減に努めることで、自然環境の改善に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年8月22日

(文化市民局地域自治推進室)